

ID: 56

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特殊建築物の位置の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第51条		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置) 第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	120日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日